

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築工事に伴う埋蔵文化財調査	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 馬場 健 東京都千代田区千代田1-1	平成28年9月7日	公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-17-1	5011005003759	埋蔵文化財の取扱いは、文化財保護法等により、原則、都道府県等の教育委員会が行うこととされているところ、東京都教育委員会教育長から、発掘調査は東京都教育委員会が対応し、発掘調査の実施は公益財団法人(東京都埋蔵文化財センター)が行うとの通知があったため、発掘調査の契約の相手方として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が特定されたため。 (会計法第29条の3第4項)	35,262,000	35,262,000	100%	—	公財	都所管	1  (支払実績 28,090,800円)	埋蔵文化財の取扱いは、文化財保護法等により、原則、都道府県等の教育委員会が行うこととされているところ、東京都教育委員会教育長から、発掘調査は東京都教育委員会が対応し、発掘調査の実施は公益財団法人(東京都スポーツ文化事業団)東京都埋蔵文化財センターが行うとの通知があったため、発掘調査の契約の相手方として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が特定されたため。	無	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。